

【指定管理者の選定委議論 道、会議録テープ消去 内部通達で「公文書でない」】

北海道新聞 2006/11/17 07:10

会議録作成に使った録音テープは公文書ではなく、情報公開の対象でない。そんな内部通達を根拠に、道が指定管理者選定委員会の議事内容を録音したテープを消去した上、廃棄していたことが十六日までに分かった。道議会なども同様の対応をとっているが、最高裁は「会議のテープも開示の対象」との判断を示しており、専門家も道の姿勢を疑問視している。

問題になっているのは、昨年十二月に開かれた道立市民活動促進センター（札幌市中央区）の指定管理者（候補）選定委員会の議事を録音したカセットテープ。

札幌市内の市民団体役員が今年六月にテープを開示請求したところ、「テープは議事録作成の補助的なもので、組織的に用いるものとして管理しておらず、消去されている」との通知を受けた。

道によると、情報公開に関する二 三年の道総務部長通達で、文書の会議録は公文書だが、テープは公文書に当たらないとされている。道議会事務局も議事録作成後の録音は消去している。道に対するテープの開示請求はこれが初めて。

最高裁は 四年十一月、香川県土庄町の定例町議会の模様を録音したテープの開示請求訴訟で、(1)録音テープは開示対象の会議録を作成するための基礎資料(2)会議録が開示できる状態になれば、テープも公開対象になる - とした。

東大法学部・大学院法学政治学研究科の宇賀克也教授（行政法）は「テープは公費で購入され、職員は公務で、テープから議事録を作る。そう考えれば、録音テープは組織として共用しているといえ、公開すべき公文書に当たる」と道の考え方を否定。消去や廃棄について、「開示請求の前に消されれば、議事録と同じ内容かどうか確認できなくなる」と指摘する。

これに対し、道の法制文書課は「最高裁は別の自治体の情報公開条例について判断したのであって、それを道に適用できない」と話す。

テープを開示請求した役員は、既に道情報公開審査会に異議申し立てしている。同センターの指定管理者をめぐるのは、選定委で評価点の高かったNPO法人が落選。これを不服として、同法人も選定委議事録の全面開示を求めている。テープを開示請求した役員は同法人を支援するグループのメンバー。（以上）